

○厚生労働省告示第五百三十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表Ⅱ区分 107 中「経皮的冠動脈形成術用穿刺部止血材料」を「経皮的血管形成術用穿刺部止血材料」に改める。

別表Ⅱ区分 112(6)を次のように改める。

(6) デュアルチャンバ（Ⅳ型）

- ① 標準型 1,000,000 円
- ② MR I 対応型 1,050,000 円

別表Ⅱ区分 114(2)⑤を次のように改める。

⑤ アブレーション機能付き

- ア 標準型 371,000 円
- イ 接触情報感知機能付き 378,000 円

別表Ⅱ区分 114(2)に次のように加える。

- ⑦ 除細動機能付き 229,000 円

別表Ⅸ(1)中「⑤ アブレーション機能付き」を「⑤ アブレーション機能付き
ア 標準型」に改

める。

別表Ⅸに次のように加える。

- (3) Ⅱの規定にかかわらず、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条第 1 項の規定による承認を受け、次の表の左欄の薬事法承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

112 ペースメーカー (6) デュアルチャンバ（Ⅳ型） ② MR I 対応型 (薬事法承認番号) 22400BZX00131000	平成 24 年 10 月 1 日か ら平成 26 年 3 月 31 日まで	1,080,000 円
114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (2) 心臓電気生理学的検査機能付加型 ⑤ アブレーション機能付き イ 接触情報感知機能付き (薬事法承認番号) 22400BZX00163000	平成 24 年 10 月 1 日か ら平成 26 年 3 月 31 日まで	382,000 円